

三次市立三次中学校いじめ防止基本方針

平成26年3月24日策定

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校・保護者・地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

そのため、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「三次市立三次中学校いじめ防止基本方針」を定め、国・県・市・保護者・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義等

「いじめ」を次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2)

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての生徒が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 生徒の主体的な活動の推進

生徒が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、生徒会として、いじめ撲滅キャンペーンを行う等、生徒の主体的な活動を仕組む。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている生徒を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、生徒が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域との連携

学校関係者やPTA等が連携・協働して生徒を見守り、育てる。

4 いじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「三次市いじめ防止基本方針」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に取組を進める。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- イ 必要に応じて、保護者の意見を取り入れるなどした方針とする。
- ウ いじめの防止等に係る年間活動計画を明確に示し、実効性のあるものとする。
- エ 学校のホームページなどで公開する。
- オ 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行う。

(2) いじめの防止等に係る組織

- ア いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織（「いじめ防止委員会」）を設置する。
- イ 「いじめ防止委員会」を、校務運営組織に位置づける。

(3) いじめの防止等に係る生徒への指導

- ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた生徒にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのか必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。
- イ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 生徒の主体的な活動の推進

生徒会が、いじめの防止等のために主体的に活動できるよう取組を進める。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修の実施。
- イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携の推進。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談の実施。
- エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報の実施。
- オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報の実施。
- カ いじめ発生時の対応プログラムの作成。
- キ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家を招聘する。

(6) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(7) 重大事態発生時の対応

市教育委員会の判断により、調査組織（プロジェクトチーム）を学校又は教育委員会内に置き、調査する。

5 重大事態への取組

「重大事態」（法第28条第1項による）に対しては、重大事態発生時は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を参考にし、市教育委員会の指導・助言を受けながら次のように取り組む。

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 生徒が自死を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は日数にかかわらず、適切に判断する。
- ③ 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

- ① 重大事態発生時及び重大事態が想定される場合は、市教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の調査

- ① 市教育委員会の判断により、調査組織を学校又は市教育委員会内に置き、調査する。
- ② 学校に調査組織を置く場合は、市教育委員会の指導の下、「いじめ防止委員会」等を中心としたプロジェクトチームを設置し、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を市教育委員会に報告

する。

- ③ 「いじめ防止委員会」は、重大事態の調査にあたって、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にして記録に残す。
- ④ 調査実施前に、いじめを受けた生徒・保護者に対して、以下の事項について説明を行い、その意向を聞き取る。
 - ・調査の根拠、目的・調査組織の構成
 - ・調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
 - ・調査事項（いじめの事実関係、教育委員会や学校の対応等）
 - ・調査対象（聞き取り等をする生徒・教職員の範囲）
 - ・調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法・手順）
 - ・調査結果の提供（いじめを受けた側、いじめを行った側に対する提供等）
 - ・調査終了後の対応（法に基づき調査結果は市長に報告、再調査、所見書の提出等）
- ⑤ 調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。

(4) 重大事態に対する平時からの備え

- ① 年度初めの職員研修等で、すべての教職員が学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等について理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか等について認識する。
- ② 平時から市教育委員会と連携を緊密に行うとともに、警察や福祉などの関係機関と、いじめに対する措置等について連携を図る。
- ③ 「いじめ防止委員会」において会議を開催した際の記録や、生徒への指導及び支援を行った際に作成した問題行動に係る聞き取り・事実確認記録用紙については、文書管理規則に基づいて適切に保管する。
- ④ いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの未然防止や早期発見・早期対応及び「いじめ見逃しゼロ」に取り組む。

また、暴力行為やいじめ等の動画、個人情報等がSNS等に投稿・拡散された場合には、警察等とも連携し、毅然とした対応を行う。

6 「三次市立三次中学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

本校の「いじめ防止基本方針」は、ホームページに公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。

令和8年3月 改定